

COP30 ベレン会議の結果と評価

世界の気候変動対策の速やかな「実施」に向けて



認定 NPO 法人 気候ネットワーク
2026 年 1 月

目次

概要	3
1. はじめに：COP30 をとりまく国際情勢	4
2. COP30 交渉とその結果	5
(1) COP30 の概要	5
(2) 主な交渉議題とその結果	5
グローバル・ムチラオ決定	5
化石燃料からの脱却および緩和	6
公正な移行	7
気候資金	8
適応・損失と損害	8
(3) 非国家アクターの動き	10
(4) 市民社会・NGO の動き	11
3. 今後の気候変動の国際交渉と日本の課題	12
(1) COP30 交渉における日本の動きと今後の課題	12
(2) 今後の気候変動の国際交渉	13

概要（要約）

2025年は京都議定書発効から20年、パリ協定から10年の節目を迎えたが、世界の温室効果ガス排出量の増加により1.5°C目標の達成が一層困難となり、今後10年間で地球の平均気温上昇が1.5°Cを超える可能性が高いと示唆された年でもあった。各国が提出した次期NDCの2035年排出削減目標を合わせても、温室効果ガス排出量は2019年比で12%の削減にとどまり、IPCCが示す60%削減との大きな乖離が明らかとなった。こうしたなかブラジル・ベレンで開催されたCOP30は、パリ協定のもとで多国間協調を維持し、気候変動対策の「実施」の加速を促せるかが問われる会議であった。

1.5°C目標と国際協調

COP合意文書で初めてオーバーシュートの可能性に言及するも、パリ協定のもとでの多国間主義の重要性を再確認し、1.5°C目標達成に向けた決意を示した。

公正な移行

公正な移行実施のための新しい枠組みの設立が決まるとともに、多様で包摂的な人権が基本原則に盛り込まれた。

化石燃料と緩和

化石燃料からの脱却や再生可能エネルギー拡大については具体的な合意に至らなかった。また、実施手段、とりわけ資金の確保が重要であることも浮き彫りになった。

交渉外の動き

有志国や企業、自治体、市民社会は積極的に活動。先住民の人々が交渉内外でその存在感を示した。公正な移行における画期的な合意は市民社会からの働きかけが後押しとなった。

今後に向けて

日本政府は交渉において多国間主義の重要性を訴えた。一方、公正な移行や適応資金等の議論では市民社会から厳しい目が向けられる場面もあった。また、次期NDCを期限内に提出した点は評価されるが、今後はIPCCが求める水準まで目標を強化していくことが求められる。これからCOP交渉は、公正な移行も含めた緩和・適応策の強化と十分な資金の動員を促し、「実施」を加速させる必要がある。

1. はじめに：COP30 をとりまく国際情勢

2025年は世界の気候変動対策にとって様々な節目の一年であった。京都議定書の発効（2005年）から20年、パリ協定採択（2015年）から10年、そしてCOP26 グラスゴー気候合意で示された「決定的に重要な10年」の折り返しを迎えた。

しかし、依然として気候変動をめぐる状況は厳しい。2024年は観測史上最も暑い一年となり、単年ではあるが初めて世界の平均気温が産業革命前より¹1.55℃上昇した。²2025年は史上3番目に暑い一年となった。このように急速に進む温暖化により、世界各地を気候災害が襲っており、日本も例外ではない。2025年夏および7月の記録的な高温は、さまざまな偶然が重なったとしても、地球温暖化による気温の底上げがなければほぼ起こり得なかつたこと、8月上旬頃の大雨は地球温暖化の影響で総雨量が増加していたことなどが指摘されている。³世界の温室効果ガス排出量の増加により1.5℃目標の達成が一層困難となり、今後10年間で地球の平均気温上昇が⁴1.5℃を超える可能性が高いことも示唆された。

2023年のCOP28 グローバル・ストックテイク（GST）決定に従い、各締約国は、COP30の9～12か月前までに2035年の排出削減目標を含む次期NDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contribution）を国連に提出することが要請されていた。COP30までに合計113カ国（2019年の世界の温室効果ガス排出量の69%を占める）が提出されたが、すべての締約国からの提出には至らなかった。これら提出された次期NDCに基づいてとりまとめられたNDC統合報告書では、⁵2035年の温室効果ガス排出量は2019年比で12%削減されるという予測が示された。1.5℃目標達成のためにIPCCが示す水準は2019年比60%削減であり、依然として1.5℃目標との排出ギャップが大きいことが明らかになった。パリ協定以前の各国の政策のままでは20%～48%の排出増加が見込まれており、パリ協定により世界全体での排出削減対策に一定の前進は見られるものの、1.5℃目標達成のためには、さらに高い排出削減目標を掲げ、対策に取り組む必要があることが示されたといえる。

2025年1月に誕生した第2次トランプ政権は、気候変動を否定し化石燃料重視の政策に舵を切った。早々にパリ協定からの離脱を宣言し、正式な離脱は2026年1月となるものの、すでに2025年の国連気候変動枠組条約のもとでの交渉会議（SB、COP）に政府代表団を派遣していない。なお、2026年1月には国連気候変動枠組条約やIPCC含む66の国際機関や条約からの脱退も表明している。こうしたアメリカの動きのほか、2025年のG7首脳宣言では「気候変動」の文言が一切現れず、G7首脳たちから気候変動に対するメッセージが発せられることはなかった。こうした状況において、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、COP30に先立って行われた世界リーダーズ・サミットで「Implementation（実施）」という言葉を繰り返し述べ、世界で気候変動対策を早急に実施することの重要性を訴えた。

気候変動の深刻化、アメリカをはじめとする自国優先主義、ウクライナやパレスチナ、スーダンでの人道危機といったさまざまな危機に直面するなか、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30は、パリ協定の1.5℃目標を堅持し、世界各国が連帯して気候変動対策の実施に向けて取り組めるかが問われるCOPとなった。

1 WMOによる発表（2025年1月10日）<https://wmo.int/media/news/wmo-confirms-2024-warmest-year-record-about-155degc-above-pre-industrial-level>

2 コペルニクス気候変動サービスによる発表（2026年1月14日）<https://climate.copernicus.eu/copernicus-2025-was-third-hottest-year-record>

3 文部科学省「令和7年夏の記録的な高温や大雨に地球温暖化が寄与—イベント・アトリビューションによる速報—」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01562.html

4 UNEP Emissions Gap Report 2025 <https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2025>

5 10月28日に発表された報告書（<https://unfccc.int/documents/650664>）および11月10日更新版

（https://unfccc.int/sites/default/files/resource/message_to_parties_and_observers_ndc_synthesis_report_update.pdf）

2. COP30 交渉とその結果

(1) COP30 の概要

国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議 (COP30) は 2025 年 11 月 10 日より「アマゾンの玄関口」と呼ばれるブラジル連邦共和国パラー州ベレン市で開催され、予定を 1 日延長した 11 月 22 日に閉幕した。

<会議体>

- ・国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議 (COP30)
- ・京都議定書第 20 回締約国会合 (CMP20)
- ・パリ協定第 7 回締約国会合 (CMA7)
- ・科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) 第 63 回会合
- ・実施に関する補助機関 (SBI) 第 63 回会合

UNFCCC 事務局は、42,618 人が現地参加し、うち NGO からは 9,433 人が参加したと報告している。⁶

交渉では、議長コンサルテーションが行われた 4 つのテーマも含む「グローバル・ムチラオ決定」およびグローバル・ストックテイク (GST)、適応に関する世界全体の目標 (GGA)、緩和作業計画 (MWP)、公正な移行作業計画 (JTWP) や資金に関する議題といった主要議題の合意を取りまとめたパッケージ合意「ベレン・ポリティカル・パッケージ」が採択された。

表 1：主な交渉議題⁷

進捗評価	グローバル・ストックテイク (GST) のプロセス改善、年次 GST 対話、UAE 対話
公正な移行	公正な移行に関する作業計画 (JTWP)
資金	パリ協定 9 条 5 項 (事前通報)、パリ協定 2 条 1 (c) に関するシャルム・エル・シェイク対話、損失と損害、適応資金
適応	適応に関する世界全体の目標 (GGA)
緩和	緩和作業計画 (MWP)
その他	ジェンダー行動計画、技術メカニズム、損失と損害に関するワルシャワ国際メカニズム (サンティアゴ・ネットワーク)、パリ協定 6 条 ほか

(2) 主な交渉議題とその結果

■ グローバル・ムチラオ決定

COP30 議長は COP 開催にあたり 11 通ものレターを公表し、今回の COP 会議で重視する成果について言及した。特に、先住民族の言葉を起源とし、共同作業や助け合いを意味する「ムチラオ (mutirão)」をキーワードとして掲げ、多国間主義を守るべく繰り返し国際協調の重要性を訴えた。

グローバル・ムチラオ決定は、議長による各国とのコンサルテーションによって議論が行われた 4 つのテー

6 List of participants <https://unfccc.int/documents/655152>

7 COP/CM/CMA 会議の議題および合意文書はこちらで一覧できる <https://unfccc.int/cop30/auvs>

マ（途上国への資金支援に関するパリ協定9条1項、一方的な貿易に係る制限的措置（UTM）、1.5℃目標経路と2035年目標とのギャップ、現在のNDCの実施状況報告に関する隔年透明性報告書（BTR）の統合報告）を含む包括的な合意文書である。主要なポイントは以下の通りである。

多国間主義の重要性

多国間主義の重要性を再確認し、パリ協定の目的や長期目標（1.5℃目標）達成に向けた取り組みに一体となって取り組む決意を表明した。

気候変動対策の実施の加速に向けた取り組み ①気候資金や貿易

COP30の重要な成果の一つとなったのが適応資金に関する合意である。グローバル・ムチラオ決定には「2035年までに適応資金を3倍にする努力を呼びかける」ことが盛り込まれた。具体的な目標額や基準年は明記されなかったものの、あらためて気候資金のさらなる動員が必要であることを再確認した点は評価できる。

その他、パリ協定9条（気候資金）に関する2年間の作業計画の設立が決定した。途上国側が長年議論を要請してきたUTMについては、貿易の役割に関する国際協力の強化についてWTO等との対話やハイレベルイベントを開催し、報告することとなった。

気候変動対策の実施の加速に向けた取り組み ②NDC、緩和の強化

次期NDCについては、COP30開催期間中の提出も含めこれまでに122カ国が国連に提出したことを報告するとともに、提出していない国は可能な限り早く提出するよう呼びかけた。また、1.5℃目標の達成のために残されたカーボンバジェットがあとわずかであることや、COP合意文書としては初めてオーバーシュート（一時に世界の平均気温上昇が1.5℃を超えること）の可能性について言及し、いっそうの排出削減努力を求めた。これらを踏まえ、排出削減をはじめとする1.5℃目標達成に向けた気候変動対策の実施の強化を促すため、COP議長主導による「Global Implementation Accelerator」と「Belém Mission to 1.5」の立ち上げが決定した。

■化石燃料からの脱却および緩和

緩和（温室効果ガス排出削減）では、これまでにCOP26（2021年、グラスゴー）で石炭火力の段階的削減、COP28（2023年、ドバイ）で化石燃料からの脱却、再生可能エネルギー3倍、エネルギー効率倍増が合意された。これら合意をフォローアップし、実質的な緩和策の強化について議論する場が模索されてきたが、COP30では、以下いずれの交渉においても化石燃料からの脱却や再生可能エネルギーの拡大に具体的に踏み込むことはできなかった。また、緩和での具体的な成果を望むのであれば、実施手段、とりわけ資金交渉の進展も欠かせないことがこれらの議論からも浮き彫りになった。化石燃料からの脱却について、COPの場で具体的に議論ができないという壁をどう乗り越えるかが引き続きの課題となる。

化石燃料からの脱却ロードマップ

COP30開会に際し、議長国ブラジルのルラ大統領が化石燃料からの脱却と森林減少防止のロードマップ策定について言及したことをきっかけに、これらのロードマップ策定を「グローバル・ムチラオ決定」に入るかどうかが会議後半の争点となった。最終的には合意文書にロードマップ策定について盛り込まれることはなかったが、今後、交渉の枠外でCOP30議長の主導で作業が進められることが宣言された。また、COP30期間中にロードマップ策定を要請する議論で中心的な役割を果たしたコロンビアの主導で「化石燃料からの脱却に関するベルン宣言」が発表され、2026年4月にはオランダとの共催で化石燃料からの脱却に関する国際会議がコロンビアのサンタ・マルタで開催されることとなった。加えて、各国での脱化石燃料の動きは確かに広がりを見せている。このCOP期間中に石炭火力設備容量が世界第7位の韓国、産油国であるバーレーンがPPCA（脱石炭国際連盟）への加盟を発表し、カンボジアは「化石燃料不拡散条約」イニシアチブへの参加を発表した。こうした交渉外の動きをCOP31で再び交渉の場に戻し、化石燃料からの脱却について議論できるかどうかが焦点となるだろう。

ただし、緩和を実質的に進めたいのであれば、具体的な途上国支援についての議論が欠かせず、資金は引き続き重要な論点となると予想される。

緩和作業計画（MWP）

「緩和作業計画」では、緩和に関する意見・情報・アイデア交換のための対話が行われており、排出削減強化を促すための具体的な成果を上げられずにいる。COP30 では主にマッチメイキングのためのデジタルプラットフォーム、対話の成果、今後の作業計画が議論され、パリ協定 6 条 8 項の非市場アプローチ（NMA）に関する情報交換・記録のための NMA プラットフォームに追加機能を実装する方法を検討・採択することなどが合意文書⁸に盛り込まれた。一方、MWP は 2026 年に終了するが、以降の作業計画に関する詳細は合意文書にも明記されず不透明なままである。この点において、閉会プレナリーでアルゼンチンは合意文書の採択に反対し、2026 年の対話で「最良の科学に基づいた、公正で公平な化石燃料からの脱却」に取り組むよう求めた。

UAE 対話

グローバル・ストックテイク（GST）のフォローアップを目的とした「UAE 対話」は、カバーする範囲を「緩和も含む GST 全体」とするか「資金」に絞るかの議論が続けられてきた。COP30 では対話の範囲を資金などの実施手段（MoI）に焦点を当てつつも、GST 全体とすることで合意し、2 年間のプログラムを実施すること、成果物としてサマリーレポートを作成し、第 2 回 GST⁹へのインプットとして参照することなどが決定した。

■公正な移行

COP30 における公正な移行に関する交渉は、画期的な成果を残した。公正な移行とは、脱炭素社会への移行に伴い影響を受ける産業の労働者や地域社会が、誰一人取り残されず、雇用の創出と社会的包摶を実現しながら、持続可能な社会へ移行することを目指す考え方である。例えば化石燃料に関連する産業では構造転換を伴う移行が求められることになり、失業者の増加が予想される。またエネルギー移行に不可欠な重要鉱物の埋蔵量が多い途上国では需要拡大に伴い生産における社会環境、人権、労働問題のリスクを抱える。こうした負のリスクに対して、公正な移行の実現は欠かせない。公正な移行はパリ協定においても気候変動対策に不可欠な取り組みとして位置づけられている。

公正な移行作業計画（JTWP）

「公正な移行作業計画（JTWP）」は COP27（2022 年、シャルム・エル・シェイク）で立ち上げが決定し、COP28 でその実施範囲や目的などが決定し、これまで対話やハイレベル閣僚級会合などが行われてきた。COP30 では 2025 年 6 月の SB62（第 62 回補助機関会合）で作成された非公式ノート¹⁰をもとに交渉が進められた。これまでの対話のまとめとして化石燃料からの脱却について盛り込むかといった点や今後の作業計画の進め方についての議論が焦点となった。

交渉の結果、今後の作業計画について、途上国グループが提案した「公正な移行メカニズム」を設立することが決定した。これは国際協力や技術支援、能力構築および知識の共有を強化し、公平で包摶的な公正な移行の実施を目的とするものである。途上国グループの提案に対し、イギリスやノルウェー、日本を含む先進国は新たな枠組み創設はコストや時間がかかるとして既存の枠組みを活用して作業計画を実施することを主張し、EU は「公正な移行アクションプラン」を提案した。最終的には途上国グループの提案した「公正な移行メカニズム」

8 MWP 合意文書 <https://unfccc.int/documents/655029>

9 グローバル・ストックテイク関連議題の合意文書 <https://unfccc.int/documents/655045>

10 JTWP 非公式ノート <https://unfccc.int/documents/648555>

11 JTWP 合意文書 <https://unfccc.int/documents/653888>

を構築し、COP31 で運用化プロセスを検討することが合意された。このメカニズムは、環境 NGO や労働組合をはじめとする市民社会が提案した「ベレン・アクション・メカニズム (BAM)¹²」で要請した内容に非常近いものであり、市民社会による各締約国への働きかけが実を結んだといえる。

また、公正な移行の基本原則に人権、労働権、先住民族およびアフリカ系住民の権利、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、教育、若者の育成など、権利や包摶に関する言及が多数含まれたことも成果の一つである。さらに、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」の重要性が確認され、先住民の土地権利保護の観点で前進が見られた。さらに、公正な移行における気候資金の動員については、新規かつ追加的な助成金、金利や返済期間の条件が非常に緩やかな資金、非債務手段の拡大が依然として重要であることが確認された。

一方、化石燃料からの脱却、重要鉱物、また一方的貿易措置に関する事項は合意に盛り込むことが検討されたが、最終合意文書では言及されなかった。

公正な移行は化石燃料社会から再生可能エネルギー中心の脱炭素社会への移行を、地域住民や労働者の権利を守りながら進めるために不可欠である。化石燃料からの脱却や重要鉱物については言及されることはなかったものの、新しいメカニズム設立への合意や多様な権利に関する言及が盛り込まれたことは、パリ協定のもとで公正な移行を具体的に実施していく重要な第一歩となった。

■ 気候資金

COP29 合意の実施に向けて

パリ協定ではすべての国が気候変動対策に取り組むこととなっているが、発展途上国の気候変動対策の実施には十分な気候資金の動員が欠かせない。COP29 (2024 年、バクー) は 2035 年以降の気候資金目標 (新規合意数値目標、NCQG) の合意が焦点となり「資金の COP」と呼ばれた。結果、2035 年までに先進国から発展途上国に対して年間 3,000 億ドル、官民合わせて途上国へ流れる資金を 1.3 兆ドルとすることを目指すことが合意された。¹³ COP30 では COP29 合意をどう具体化して資金を動員するかが気候資金の議論の焦点となった。

気候資金に関する主要な合意は主に上述の「ベレン・ポリティカル・パッケージ」に含まれており、その関心の高さが伺える。2035 年の資金目標については、適応資金を 3 倍にしていく努力を呼びかけることが盛り込まれたほか、気候資金に関する 2 年間の作業計画の設立が決定した。さらに、資金の流れを気候変動の取り組みに整合させることを目的とするパリ協定 2 条 1 (c) では実務者による対話 (ヴェレダ対話) とハイレベル会議 (シングル・ファイナンス・トーク) を行うことが決定された。

1.3 兆ドルに向けたバクー・ベレンロードマップ

また、COP29 で設立された「1.3 兆ドルに向けたバクー・ベレンロードマップ」の報告書が COP30 に先立って発表された。1.3 兆ドルの資金の動員をどのように達成するかについて、締約国や非国家ステークホルダーから提出された意見書やコンサルテーションの結果をもとにまとめたもので、民間資金の動員が主であるが、国際金融市場の改革など途上国が求めた内容も入った。ただし、このロードマップについては「グローバル・ムチラオ決定」で「留意する」と言及されたのみで、実施に向けて明確な決定はなく、今後の実効性は疑問である。

12 Belem Action Mechanism https://climatenetwork.org/wp-content/uploads/2025/10/BAM_DiscussionPaper_20251011.pdf

13 COP29 における NCQG 合意文書 <https://unfccc.int/documents/644937>

14 1.3 兆ドルに向けたバクー・ベレンロードマップ報告書 <https://unfccc.int/topics/climate-finance/workstreams/baku-to-belem-roadmap-to-13t>

■ 適応・損失と損害

適応に関する世界全体の目標（GGA）

GGA 交渉では、COP28 で採択された「UAE フレームワーク」の 11 の目標の進捗を測る指標が焦点となった。指標はこれまでにリストアップや絞り込みが行われ、COP30 で合意することとなっていた。COP30 交渉では特に適応資金や実施手段（MoI）指標をめぐって終盤まで意見が対立していたが、59 の指標の採択および指標の運用に向けたガイダンス作成のための 2 年間の「適応に関するベレン・アディスビジョン」の設立が合意された。¹⁵ 今後は、指標やフレームワークの運用ルールが整備されていくこととなる。ただし、締約国の一
部からは「締約国からのインプットが反映されていない」といった合意プロセスへの疑問や合意文書採択に反対する声があがった。合意文書は採択されたものの、これをもとに 2026 年 6 月の SB64 で議論が継続されることとなった。

損失と損害

COP27 で設立が決まった「損失と損害基金」は、「バルバドス実施モダリティ」のもと資金要請の最初の公募が開始された。¹⁶ しかし、基金理事会からの報告によると、7 億 9,000 万ドルの約束に対し、実際の拠出は 3 億 9,700 万ドルにとどまっている。¹⁷ これに対し、合意文書に先進国の資金拠出を促す強い表現が盛り込まれることはなかったが、理事会に対し COP29 の NCQG 決定を適切に参照するよう求めるといった気候資金目標との関連づけがおこなわれた。

また、第 3 回ワルシャワ国際メカニズム（WIM）のレビューは長らく結論が延期されてきたが、ようやく COP30 にて合意に至った。¹⁸ なお、独立中南米カリブ諸国連合（AILAC）やバヌアツ、ノルウェーが ICJ の勧告的意見を反映させるように求めたが、これは実現しなかった。

15 GGA 合意文書 <https://unfccc.int/documents/655022>

16 Barbados Implementation Modalities <https://www.frld.org/node/bim>

17 損失と損害基金理事会による報告書 <https://unfccc.int/documents/652924>

18 損失と損害基金合意文書 <https://unfccc.int/documents/655054>

19 WIM レビュー合意文書 <https://unfccc.int/documents/655092>

(3) 非国家アクターの動き

COP30 アクション・アジェンダ

COP30 での新たな取り組みに「COP30 アクション・アジェンダ」がある。COP30 アクション・アジェンダは議長国ブラジルと、非国家主体の取り組みを後押しする役割を担うハイレベル気候行動チャンピオンが一緒に作業を進めてきたもので、締約国と非国家アクターが連携して第 1 回 GST の成果の達成に取り組むための新しい枠組みである。

議長国ブラジルは、交渉と並ぶ COP30 成功の柱の一つとして COP30 アクション・アジェンダにも力を入れており、交渉会議スペースのほかに設けられた Thematic Action Rooms でさまざまなイベントが開催された。

COP30 アクション・アジェンダは、第 1 回 GST の成果から抽出された 6 つのテーマ軸と 30 の重点目標により構成される。

表2：6つのテーマ軸

1	2	3	4	5	6
エネルギー、 産業と運輸	森林、海、 生物多様性の 管理	農業と食料 システムの 転換	都市、インフラ と水のレジリ エンス強化	人材の養成と 社会開発の促進	金融、技術、 能力強化を含む 手段の最大化

(出典：COP30 議長国ウェブサイト (<https://cop30.br/en/action-agenda/what-is-the-action-agenda>) より)

この重点目標に取り組むべく 30 のアクティベーショングループが形成され、過去 10 年で立ち上がったイニシアティブが各アクティベーショングループに参加し、これまでの取り組み事例や解決策を共有した。また、複数のイニシアティブが共同で解決策を促進するための具体的な計画を策定するといったことも行われた。これら COP30 での取り組みは報告書にとりまとめられた。報告書によると、480 を超えるイニシアティブがグループに参加し、700 の取り組み事例、570 の解決策、解決策を加速させるための 117 の計画が提出された。解決策には、PPCA (脱石炭国際連盟)²⁰ が立ち上げた Plan to Accelerating Coal Transitions²¹ や、世界リーダーズサミットで正式に設立が発表されたブラジル主導の熱帯雨林保護のための国際基金「トロピカル・フォレスト・フォーエバー・ファシリティ (TFFF)²²」もリストアップされている。

この取り組みは COP30 で終わるわけではない。ハイレベル気候行動チャンピオンが COP30 アクション・アジェンダの枠組みを踏襲した 2026 年～2030 年の 5 力年計画²³ を発表した。今後はこの計画に沿って、非国家アクターの行動を加速させるための活動が継続されることとなるだろう。

政府不在のアメリカの非国家アクターの動き

パリ協定からの脱退を表明したアメリカ政府は、2025 年 6 月の補助機関会合にも政府代表団を派遣しておらず、COP30 にもアメリカ政府代表団の姿はなかった。連邦政府が不在であったが、アメリカの一部の自治体や企業、NGO による活動は活発に行われた。

「America Is All In」²⁴ は気候変動政策に取り組むアメリカの州都市、企業などからなる非国家アクターによるイニシアティブである。COP30 ではイベントなどを開催し、参加者の注目を集めた。ギャビン・ニューサム カリフォルニア州知事は COP30 の会場を訪れ、カリフォルニア州がアメリカ連邦政府に代わり、COP30 における

20 Outcomes Report of the Global Climate Action Agenda at COP 30 <https://unfccc.int/documents/655037>

21 PPCA ウェブサイト <https://poweringpastcoal.org/news/concrete-actionable-steps-to-accelerate-coal-transitions-laid-out-at-cop30/>

22 TFFF <https://tfff.earth/>

23 気候ハイレベルチャンピオンによる 5 力年計画 https://unfccc.int/sites/default/files/resource/GCAA_2026-30.pdf

24 America Is All In <https://www.americaisallin.com/>

る気候変動の対話をリードする姿勢を示した。²⁵

(4) 市民社会・NGO の動き

「公正な移行」と市民社会

COP30において、市民社会・NGO が最も力を入れたと言えるのは「公正な移行作業計画 (JTWP)」におけるキャンペーンである。環境 NGO、女性・ジェンダー団体、労働組合、ユース団体などさまざまな市民社会グループが連携し、公正な移行を実効的に進めるための枠組み（メカニズム）の採択を訴えた。COP30に向か、Climate Action Network (CAN) 等により、国連気候変動枠組条約のもとで公正な移行を実効的に進めるために必要なアクションや機能を「ベレン・アクション・メカニズム (BAM)」としてとりまとめ、COP30で採択するよう各国へ働きかけを行ってきた。COP30直前に各締約国に宛てた公開書簡には 1,000 超の団体が賛同した。COP 期間中も多様な市民社会が活動分野の垣根を越えて連携しながら採択に向けた働きかけを行った。最終的に、公正な移行メカニズムの立ち上げが採択されたのは、こうした市民社会・NGO の活動が実を結んだ結果といえる。

ピープルズ・サミットと気候マーチ

COP30が開催されている会場以外でも、ベレン市内の各地でさまざまな主体による催しが同時多発的に開催されていた。

その一つが、COP30と並行して 11 月 12 日から 16 日までパラ州立大学で開催された「ピープルズ・サミット」である。世界各地から集まった多様な市民社会が気候正義の実現を求める最終宣言を採択した。²⁷ この「ピープルズ・サミット」の主催で、11 月 15 日にはベレン市内で気候マーチが開催された。例年、COP の 1 週目の最終日には市民社会による大規模な屋外でのマーチが行われていたものの、直近の COP では会場内でのアクションに制限されてきた。今回は 4 年ぶりに会場外での気候マーチが実現し、7 万人が参加。ブラジルのマリナ・シルバ環境・気候変動大臣やソニア・グアジャジャラ先住民大臣も参加し、声を届けた。

世界各地から集まった先住民の存在感

今回の COP では世界各地から集まった先住民族が大きな存在感を示した。議長国ブラジルは森林保全に果たす先住民の人々の役割を重視すると発言しており、交渉内外での動きが注目を集めていた。COP 期間中にはおよそ 5,000 人の先住民がベレンに集まったという。また、ブラジル政府代表団には先住民族から 360 人が参加しており、これは COP 史上で最多の先住民族の参加となった。集まった先住民の人々は交渉スペース内外で気候正義や領土画定、権利を求め、化石燃料開発の問題を訴えた。今回、COP 合意文書で先住民族の権利と役割が位置づけられるという進展も見られた。



写真：先住民によるアクションの様子

25 カリフォルニア州政府による COP30 での取り組み (2025 年 11 月 26 日) <https://www.gov.ca.gov/2025/11/26/california-delegation-wraps-historic-participation-at-cop30-new-global-partnerships-clean-energy-records-and-climate-leadership/>

26 Climate Action Network プレスリリース (2025 年 11 月 10 日) <https://climatenetwork.org/2025/11/10/1000-organisations-call-for-a-people%e2%80%91centred-just-transition-at-cop30/>

27 ピープルズ・サミットウェブサイト <https://cupuladospovoscop30.org/en/final-declaration/>

28 Climate Action Network プレスリリース (2025 年 11 月 15 日) <https://climatenetwork.org/2025/11/15/global-marches-call-on-governments-at-cop30-to-deliver-climate-justice/>

3. 今後の気候変動の国際交渉と日本の課題

(1) COP30 交渉における日本の動きと今後の課題

COP30 交渉における日本政府

COP30 交渉での日本政府は、多国間主義に基づいて脱炭素を進めていくこと、1.5℃目標達成に向けた国際社会の団結の重要性について述べ、各国に次期 NDC や隔年透明性報告書（BTR）の提出を呼びかける場面が多く見られた。また、気候資金の議論においては、COP29 の NCQG 合意の 1.3 兆ドル目標の達成に向けた民間資金動員の重要性を強調していた。

パリ協定のもとでの気候変動対策を継続していく姿勢を示す一方、具体的な行動を促す決定については慎重な姿勢が見えた。たとえば、脱化石燃料のロードマップ策定への賛否を明言しなかったこと、公正な移行メカニズムの立ち上げや、適応資金 3 倍の議論には消極的な姿勢であったことは市民社会・NGO からは厳しい目が向けられた。また、水素・アンモニアの燃料利用や CCS といった化石燃料インフラの延命につながる技術を日本の官民がパビリオン等でアピールしていたことは、「本日の化石賞」の受賞理由の一つとなつた。²⁹



写真: 11月13日、日本は化石賞を受賞した

「実施」への貢献

延長された提出期限となつていていた 2025 年 9 月までに次期 NDC を提出したのがわずか 64 カ国というなか、日本政府が当初の期限（2025 年 2 月）までに 2035 年排出削減目標を含む次期 NDC を提出したことは評価される。一方でその内容については「1.5℃目標と整合した NDC を提出した」としているが、国民的議論が十分に尽くされたとはいはず、海外のシンクタンクや国内外の市民社会・NGO、また国内の気候変動対策に積極的な企業グループからは「もっと高い目標を」と要請してきたことにも留意したい。

日本が世界全体での気候変動対策の前進に貢献するには、まずは、自国の目標と取り組みの強化が欠かせない。先進国としてその歴史的排出責任や能力・技術を鑑み、IPCC が示す世界全体での水準（2019 年比 60%）よりも高い水準となるよう、2030 年、35 年、40 年の排出削減目標を見直し強化していくことが次の一步となるだろう。そして、対策の拡大とスピードが求められるなかで、水素・アンモニア混焼や CCS といったいままだ商用化されていない技術を切り札とするのではなく、企業や自治体が実現可能で現実的な選択肢として化石燃料から再生可能エネルギーの移行に着実に取り組むことのできる環境を、政策面から整備していく必要がある。

また、特に途上国での気候変動対策強化を促すのであれば、公正なエネルギー移行も考慮した資金支援の拡大が欠かせない。化石燃料事業への投融資をエネルギー転換へと振り向けることや、適応、損失と損害への公的資金支援拡大などを通じて、名実ともに COP29 合意の資金目標達成に貢献することが求められる。

COP での議論が「実施」のフェーズに入った今、日本政府がこの分野で強いリーダーシップを示すには、エネルギー・気候政策を、真に 1.5℃目標のために必要とされるものへと転換すること、そのうえで COP の場で具体的な約束を示し、世界全体で気候変動対策の「実施」を加速させていくための具体的な道筋の議論にも貢献することが望まれる。

29 Climate Action Network プレスリリース（2025 年 11 月 13 日） <https://climatennetwork.org/resource/fossil-of-the-day-japan/>

(2) 今後の気候変動の国際交渉

国際協調は維持したものの、実施に向けた交渉は停滞

世界の分断が顕在化し、気候変動対策においてもアメリカのパリ協定脱退などにより多国間協調が危ぶまれているなか、COP30 で多国間主義の重要性を再確認し、パリ協定の目的や長期目標（1.5℃目標）達成に向けた取り組みに一体となって取り組む姿勢を示したことは一つの成果といえる。しかし、世界が気候危機に向き合い、気候変動対策の実施を加速させていくために必要な合意が得られたとは言い難い。例えば、温暖化対策の 1 丁目 1 番地である「化石燃料からの脱却」については、COP28 で方向性に合意したものの、温暖化対策を議論する国際的枠組みであるはずの COP の場で具体的な議論ができない状態が続いている。

「実施」の加速に向けて

一方で、国際社会に真剣な議論の場を提供し、世界全体の気候変動対策を加速させる COP の意義が失われたわけではない。気候変動枠組条約のもと世界全体での気候変動対策は徐々にではあるが前に進み、気温上昇の抑制にも少なからず貢献してきた。今回の COP の重要な成果となった「公正な移行作業計画」の新たな制度的枠組みへの合意は、化石燃料からの脱却を推し進める第一歩となりえるだろう。公正な移行は、本来、脱炭素社会への移行（=化石燃料からの脱却）を公平で包摂的なものとなるよう進めていくための取り組みである。各国が公正な移行への取り組みを進めることで、実質的に化石燃料からの脱却が進んでいくことも期待できる。

また、コヘアドラゴ COP30 議長は、化石燃料からの脱却と森林保全の二つのロードマップを自身の主導で策定することを約束した。COP 交渉の焦点が国際的なルール作りから実施の加速や強化へと移るなか、実効的なロードマップの策定こそが求められる。化石燃料からの脱却の議論では産油国が強く反対する姿が目立つが、これら産油国から化石燃料を輸入し利用する国々（日本を含む）の脱化石燃料も促し、各国のキャパシティや経済状況などを考慮したうえで、移行において必要な資金・技術支援を行っていくことも必要である。

COP31への期待

2026 年の COP31 はトルコのアンタルヤで開催される。議長国はトルコが務め、オーストラリアが交渉議長の役割を担う。このように議長国と交渉議長の所属国が異なる形での COP 開催は初の試みとなる。

気候変動問題は取り組みの効果がすぐに目に見えるわけではないからこそ、国際社会による不断の取り組みが求められる。COP30 では、気候変動対策の「実施」のための前進が少なからず見られ、国際協調体制を辛うじて守り抜いた。世界の気候変動対策が実施の段階へ進むなか、COP は世界全体で気候変動対策に取り組むためのルール作りから、実施のためのルール強化や交渉内外での多様なアクターの取り組みを後押しすることに焦点があたるだろう。世界で広がる経済格差や世代間不均衡を是正し十分な気候変動対策を促すため、COP が果たす役割をあらためて確認し、各国が国際協調を強化し対話を続けていくことを期待する。

表 3 : COP30 後の国際的な気候変動交渉・対策の主なスケジュール

日程	予定されている会合
2026 年 6 月	補助機関会合 (SB64) (ドイツ・ボン) ※ 6 月 8 日～18 日予定
2026 年 6 月	G7 サミット (フランス・エヴィアン) ※ 6 月 14 日～16 日予定
2026 年 9 月	第 81 回国連総会
2026 年 11 月	COP31 (トルコ・アンタルヤ) ※ 11 月 9 日～20 日予定
2026 年 12 月	G20 サミット (アメリカ・マイアミ)



報告書：COP30 ベレン会議の結果と評価

世界の気候変動対策の速やかな「実施」に向けて

発行：認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク (<https://kikonet.org/>)

2026年1月